

留置施設における面会室の増設要望書

2009年1月16日

日本弁護士連合会

第1 要望事項

- 1 全国の留置施設における面会室を1施設当り2室以上とされたく要望する。
とりわけ2009年5月21日までに、既存の留置施設のうち、面会者の多いところについては、暫定的に2分割するなどの工夫をし、2分割が難しいところについても、別の用途に用いられているところとつなげる工夫をするなどして、可能な限り増設することを要望する。
- 2 面会室が増設できず、面会の十分な実施が困難な場合には、何らかの緊急代替措置を講じられるよう要望する。

第2 要望理由

- 1 当連合会としては、代用監獄制度の速やかな廃止を求めており、去る2008年10月の国際人権（自由権）規約委員会の総括所見においても代用監獄の廃止が勧告されているところである。被勾留者は拘置所に収容することが原則であり、速やかに拘置所に移送されなければならない（なお、この場合には、かねてより要望している未決拘禁者の夜間休日における接見を留置施設と拘置所において同等に保障することが必要である。）

しかしながら、留置施設が存置されている現況においては、憲法34条の弁護人の援助を受ける権利の中核をなすものとして保障された権利である被疑者、被告人と弁護人との接見交通権を確保するために、留置施設における接見の取扱いに関して下記のとおり緊急に要望を提出することとした次第である。

また、都道府県知事はこれらのために必要な予算措置を直ちにとるべきである。

- 2 現在、全国の警察署の留置施設は1,259箇所(平成20年版「警察白書」参照)であるところ、これに対応する面会室は1,362室(2008年11月1日現在)であり、警察本部や大規模留置施設等の例外的な留置施設を除き、1留置施設当り、面会室は1室しか設置されていないのが現状である。

しかもこれらの面会室は被留置者の親族等の一般面会と弁護人の接見と共用で使用されているため、昼間は一般面会と重なったり、他の弁護人接見と重なるため、昼間には速やかで十分な接見が確保できない場合が多く、また予約をとる扱いをしている留置施設において、予約をして接見に出向いても長時間待たされることがあるとの声が会員から当連合会に多数寄せられている。

このため、一般面会との競合を避けるべく、弁護人は、多くの場合、夜間に接見を行っているという事態となっているが、これとて他の弁護人接見と重なったり、居室の検査等のために待たされたりと、速やかで十分な接見を確保できないとの声が多いところである。

- 3 接見をめぐっては、上記のような現状であるところ、2009年5月21日からは、被疑者国選弁護制度の対象事件が必要的弁護事件にまで拡大され、現在の被疑者国選弁護事件数と比較して約10倍に増加するものと予測されている。必ずしも単純な比較はできないが、延べ弁護人接見回数も数倍に増加すると見込まれるところであり、接見交通権の保障をめぐる状況は現在よりも格段に悪化することは明らかである。

また、同じく2009年5月21日からは裁判員裁判制度が開始され、これらの事件においては集中した公判前整理手続や連日的開廷が実施されるので、被告人が留置施設に勾留されている場合には、留置施設における被告人と弁護人との速やかで連日・多数回の接見が必要であり、接見回数が増加すると考えられる。

4 このようなことから，現在の面会室数の状況では被疑者国選弁護の対象事件の拡大や裁判員裁判制度の実施に必要な接見の機会や時間を確保することは到底不可能な状態であり，被疑者，被告人や弁護人に保障された接見交通権は画餅に帰することとなりかねない。

警察庁は2008年5月8日付けにて，各都道府県警察本部に対し，弁護人接見を速やかに実施するよう通達を発せられているが，現状の面会室数の状況では，この通達すら遵守できない設備状況であると言わざるを得ないものである。

また，警察庁が1979年11月16日付けで発せられた「留置場設計基準の改正に伴う運用について」において，「接見室は，必要がある場合においては2室以上設けること」とされているところ，現下の面会室数の状況は，この通達を実施するためにも緊急に増設する必要があるというべきである。

5 具体的には，全ての留置施設について，直ちに面会室を2室以上に増設することが困難としても，面会者の多いところで，実際に接見の実施が難しいことが予想される施設については，2009年5月21日までに可能な限り以下のような手立てをとり，それ以降も，順次，面会室を増設していくように要望する。

(1) 既存の留置施設のうち，面会室の面積が比較的広いところについての面会室の増設

既存の留置施設のうち，面会室の面積が比較的広いところについては，暫定的に2分割するなどの工夫をされたい。

その場合，現在，面会室の面積について，基準では「10平方メートル以上」とされているが，2分割する場合には，この基準を満たさなくとも，1室については，通訳人も考慮すると4名が入れば，なお，望ましいが，ぎりぎり3名が同時に入れる面積を確保し（横1列に並べなくても，奥行きがあれば，2列になっても良い。），もう1室については，面会者側は1名が入れる面積（被

留置者側は、2名)が確保できれば良い。

(2) 既存の留置施設のうち、面会室が比較的狭いところについての面会室の増設

既存の留置施設のうち、2分割が難しいところについても、別の用途に用いられているところとつなげる工夫をするなどして、増設されたい。

その場合についても、面会室の面積については、(1)と同様に確保できれば良い。

(3) 留置施設の建替え、新設の場合の面会室の確保

留置施設の建替え、新設の場合には、必ず、2室以上の面会室を設置するようにし、大規模な留置施設については、概ね被留置者20名につき1室の割合の面会室を設置するようにされたい。

その場合において、3室以上の面会室が設置される施設においては、そのうち何室かは、10平方メートル未満の面会室があっても良いので、数を確保することを優先されたい。

(4) 面会室が増設できない場合の緊急代替措置

面会室の増設ができず、現実に弁護人の接見に支障を生ずるような事態が全国で発生することが予測されるが、このような場合に備えて面会室以外の警察設備、例えば留置管理区域内の空きスペースや取調室などを秘密交通権の保障を前提として一時的に接見用に使用することを認めるなど応急的な措置を講ずることができるよう緊急の通達を発出されたい。

以上